

第5回平塚市人権懇話会 会議録（要旨）

- 【日時】 平成24年7月4日（水） 午前10時～午前11時55分
【場所】 平塚市教育会館 小会議室
【出席委員】 10名（吉川委員、朝倉委員、池澤委員、大曾根委員、工藤委員、小瀬村委員、松井委員、龍崎委員、浅川委員、吉田委員）
【主催者】 関本市民部長、杉森人権・男女共同参画課課長代理、椎野主事補
【傍聴者】 なし

1 開会

— 事務局により議事進行 —

事務局が開会の挨拶及び新任職員の紹介、配付資料の確認を行った。

- ・会議次第
- ・資料 平塚市人権施策推進指針素案（案）
- ・資料 協議資料「平塚市人権施策推進指針素案（案）」について
- ・資料 平塚市人権施策推進指針（素案）本文表記について

2 議題

— 座長により議事進行 —

（1）平塚市人権施策推進指針の素案について

「資料 平塚市人権施策推進指針素案（案）」「資料 協議資料「平塚市人権施策推進指針素案（案）」について」「資料 平塚市人権施策推進指針（素案）本文表記について」に基づき事務局が説明を行い、その後委員から質問があった。

（事務局）「平塚市人権施策推進指針素案（案）」は、平塚市人権施策推進指針のたたき台に人権懇話会としてこれまでにいただいた意見を反映させ、表記の統一を行った。その後、5月16日に平成24年度第1回平塚市人権施策推進会議を開催し、この会議で出た意見を参考に変更・修正をした。

主な変更・修正箇所は、事前に送付した「協議資料『平塚市人権施策推進指針素案（案）』について」のとおり。全体にわたって表記の整理をしている。細かい変更・修正部分については網掛け表示をしていないが、この素案の内容について改めて内容の確認やチェックをお願いしたい。

今回、「I 基本的な考え方」に「1 指針策定の背景」「2 指針策定の趣旨」を新たに記述した。「参考資料」も追加し、形式としてはほぼ完成形である。今後、市長の挨拶文と奥付を加える。

変更箇所のうち、分野別施策の項目の表記については庁内で意見があった。具体的には「災害時における人権問題」について、「人権問題」というと実際に既に問題が起きているような印象を受けるという意見があったため、従来は「〇〇の人権問題」と

いう表記だったが、「問題」を削除し、「女性の人権」「子どもの人権」といった表記に変更した。他市の指針を見てもそれぞれ表記は違っており、例えば「女性の人権」や「女性の人権課題」、「女性」などとなっている。

6ページの2「(4) 市民等との協働によるまちづくり」について、庁内会議で意見が出たため「また」以下の記述を削除したが、3ページの「2 指針策定の趣旨」に自治基本条例についての記述を付け加えている。この部分は人権尊重という基本理念に関する内容となっており、自治基本条例は自治体運営の基本原則であるため、概念としてはあらゆる計画、施策の根本となるものであるということから、この項目ではなく「指針策定の趣旨」における記述とした。

7ページの「1 人権教育の推進」について、市民意識調査に関する記述を追記したことに伴い、前段に人権教育に関する記述を追加した。8ページの「2 人権啓発の推進」、9ページの「3 相談・支援体制の充実」においても同様の形で追記している。

17ページと19ページの「権利擁護の仕組みの充実」に関する記述については、担当課の意向により、内容の趣旨は同じだが記述の表現の仕方が異なっており、「高齢者の権利擁護の仕組みの充実」のほうが具体的になっている。

(座長) まず、「目次」から「II 施策のめざす姿」(6ページ)までについて検討する。ご質問、ご意見等はあるか。

(副座長) 6ページの「(4) 市民等との協働によるまちづくり」について、一部を移動するということだが、この項目自体もなくなるのか。

(事務局) この項目では、自治基本条例の理念についての記述を削除し、3ページの「2 指針策定の趣旨」の冒頭の網掛けの部分に移動した。6ページの「(4) 市民等との協働によるまちづくり」の部分は、5ページの「(2) 一人ひとりの人権を尊重するまちづくり」と類似の表記になっていたため。

(副座長) 市民との協働は市の基本姿勢を示すので重要なところ。文章の中に入れ込むとそれが紛れてしまう。タイトルできちんと示したほうが、市は市民と協働して人権施策を進めるということがわかりやすいと思う。事務局の修正のように文章は削除してもよいが、項目はそのまま残したほうがよい。

(座長) 項目自体が削除されるわけではなく、最後の文章をどうするかということだと思うが。

(事務局) 大きな概念である自治基本条例の話が「市民等との協働によるまちづくり」という項目に入っているのはどうかという意見があった。また、自治基本条例は市政の基本原則で根本になる部分だが、この項目より前に自治基本条例についての記述がないということもあり、冒頭の「指針策定の趣旨」に移した。この部分にも記述があったほうがよいということか。

(副座長) そのとおり。はっきりと示したほうがよい。

(委員) 同感だ。事務局の説明がわからないわけではないが、やはり言葉として明示しておいたほうがよいのではないか。

(座長) この点について、ほかに意見はないか。

(委員) このままでなくてもよいと思う。

(副座長) 市民との協働はとても大切。

(座 長) 変更後の文章で「人権意識にすぐれたまちづくりを推進します。」とあるので調整が必要になるかと思うが、変更前の文章に戻していただきたい。

(事務局) 市民協働型社会についての記述を残すということではどうか。文章については事務局で検討する。

(座 長) 特に削る必要もないだろうと思う。

ほかにご質問、ご意見等はあるか。

(委 員) 2ページの「(3) 神奈川県の変向」について。2行目に「全国に先駆けて」とあるが、いくつかある例示のなかに「電話無料相談の開設」も加えてはどうか。

また、参考資料に「かながわ人権施策推進指針」を加えてはどうか。

(事務局) 「かながわ外国人すまいサポートセンター」の次にということか。

(委 員) そのとおり。

(座 長) 無料電話相談は、かながわ権利擁護相談センターがやっているのではないのか。

(委 員) 実質的にはおそらく相談センターやサポートセンターといったところでやっていると思うが、言葉として追記してはどうか。

(座 長) ここに並んでいるのはすべて組織。電話無料相談は具体的な施策なので、一つだけ施策を入れるのは唐突な感じがする。

(事務局) 電話無料相談は非常にジャンルが広く、福祉から生活苦まですべて入っていると思うので、内容を少し調べたい。

(座 長) 事務局で吟味していただきたい。

「かながわ人権施策推進指針」を参考資料に載せるという提案についてはどうか。

指針はできるだけコンパクトなほうがよいと思うので、何ページにもわたって掲載するのはどうかと思うが。

(事務局) 「かながわ人権施策推進指針」は現在改定作業中であり、できあがりは来年度になると思う。平成16年に策定した現行の指針を掲載するというのではどうか。

(座 長) 入れたほうがよいという意見が強ければ、その方向で検討していただきたい。

ただ、平塚市として全体的な資料の統一性が崩れるといった要素があるのであれば、特に入らなくてもよいと思う。

(事務局) 資料として、見る人の参考になればよいと思うが。

(委 員) 市の指針と県の指針は似たような文面になるのではないかと。内容が重複してしまう気がする。

(事務局) 平成23年度の最初の懇話会で県の指針を紹介したと思うが、それをそのまま載せる形ではどうか。また、市の指針にも国の基本計画に関する記述があるので、県の指針を入れるのであれば、資料としては多くなるが、国の基本計画も入れたほうがよいのか。

(座 長) 際限がなくなってしまうのではないかと。最終判断は事務局に一任するというのではどうか。

(委 員) 結構。

(座 長) ほかにどうか。

(委 員) 3～4ページの「現状と課題」の市民意識調査結果の記述について。4ページの3～4行目に「『いちがいには言えない』という回答が5割弱を占めています。」とあるが、このほかの調査結果の記述と表現を統一させたほうがよいのではないかと。一

例として、「5割弱が『いちがいには言えない』と答えているものの、3割以上が『そう思う』と回答しています。」としたほうが文脈としてスムーズに行くのではないかと。(座長) 確かに、最後のところは少しマイナス的な雰囲気を与える。

(委員) 私もそのように修正したほうがよいと思う。

(座長) ほかにどうか。

(副座長) 4ページの7行目「このほか『犯罪被害者等』や『外国人』などの新たな人権問題」となっているが、これらはずっと前からある課題で、ここ最近大きく取り上げられるようになったので、「新たな」をとったほうがよいのではないかと。

(座長) そのとおりだと思う。

(事務局) 「新たな」は削除する。

(座長) ほかにどうか。

1ページの人権条約の注釈について。例えば、この「※2 国際人権規約」は、自由権規約と社会権規約の2種類あるので、正式名称を示していただきたい。人種差別撤廃条約の正式名称が「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」というように、国際人権規約も、普通は人権規約と言うが、正式には「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、A規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、B規約）」という二つの規約になっている。

「※4 児童の権利に関する条約」については、こちらが正式名称で、「子どもの権利条約」が通称。正式名称と通称が逆なのではないか。ただ、本文中には正式名称が出ているのでどうするか。それ自体は間違っていないので注釈は要らない、もしくは「『子どもの権利条約』とも一般に呼ばれています。」とするか。

これらは国連総会で人権条約が採択されたときの話なので、日本では随分遅れて批准や発効したものが多い。例えば、人種差別撤廃条約は昭和40年と出ている。確かに国連ではそうだが、日本はついこの間まで加わっていなかったもので、読む人に誤解を与えかねない。細かいことを言って申し訳ないが、国連で採択されたのと、日本がそれを適用するようになったのではだいぶタイムラグがある。ただ、文脈は国際的な人権保障ということなのでこれでよいと思うが。

これらについて検討していただきたい。

(事務局) 注釈の整理ということで、参考資料の「10 人権に関する用語説明」には細かくあるが、こここのところをどう表記するか。

(座長) 用語説明には、これらがきちんと出ているということか。

(事務局) 国際人権規約については、A規約、B規約と二つ載せている。

(座長) そうであれば、「用語説明を見てください」という程度でもよいかもしれない。

(事務局) 正式名称と通称を記し、詳細は参考資料参照とする。

(座長) かぎ括弧の表記について。2ページの6～7行目で、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」とあるが、かぎ括弧が二つ重なるときは、市では使い分けて表記しないのか。外側は一重、中は二重かぎ括弧にするというパターンがあるので違和感がある。

(事務局) 中の括弧は二重かぎ括弧を使っている。

(座長) 同じ表現の箇所がいくつかあったので、かぎ括弧の表記の仕方を検討していた

だきたい。

感覚的なものなので問題はないとも思うが、5ページの「Ⅱ 1 基本理念」で、「人権は、人間の生命や自由・平等を保障し…」とある。われわれはいつも人権保障と言っているが、その中身が「人の生命や自由・平等を確保する」というイメージなので、「人権は自由を保障し」という表現には違和感を持った。「守り」という程度の言葉でもよいのではないかと思う。参考までにご検討いただければと思う。

(副座長)「人権とは」と冒頭にあって、2文目に「人権は」とある。この二つの並びはどうなっているのか。この書き方だと、人権とはこういうものとこういうものの二つを指すというように、並列の関係になるのではないか。

(事務局)人権にははっきりした定義がないので、1文目の「人権とは」は定義的なもの、2文目の「人権は」はその中身について具体的に表記をしたので、並列ではない。1行目の「持っている権利です。」を具体的に説明しているのだが、違和感があるか。

(委員)2文目の「人権は」を「具体的には」に直してはどうか。

(座長)提案だが、「人権とは、人間が人間らしく生きていく権利であり、誰もが生まれながらにして持っている権利で、人間の生命や自由・平等など、私たち一人ひとりの日常生活を支えている大切な権利です。」というように一つの文章に続けて、後半部分は「自由・平等など、私たち一人ひとりの日常生活を支えている大切な権利です。」としてはどうか。

(委員)そのほうがよい。

(事務局)一文にまとめるよう、文章を検討する。

(副座長)5ページの「Ⅱ 1 基本理念」の2～3行目、「人権は、人間の生命や自由・平等を保障し、私たち一人ひとりの日常生活を支えている大切な権利です」とあるが、「支えている」ではなく「支えるため」のほうがよいのではないか。自由・平等はなかなか保障されていない。一部には保障されている人がいるが、マイノリティーの人は保障もされていない人が結構いる。

(事務局)「支えるための大切な」に修正する。

(座長)冒頭部分を検討していただきたい。

(委員)5ページの「Ⅱ 1 基本理念」の8～9行目、「めざすまちの姿や暮らしの状態を『生涯にわたって豊かな人間性がはぐくまれ、あらゆるいのちと人権が尊重された平和な社会が築かれています。』と位置づけています。」となっているが、「本市の総合計画では」に続く文章は、「平和な社会が構築されることを目的とする。」というようにないと違和感がある。「社会が築かれています。」と断定するのは、文脈としてどうか。総合計画ではどういう表現になっているのか。

(座長)おそらく原文のままだと思うが。

(事務局)通常は「平和な社会を築きます。」という表現になると思うが、総合計画上の表記が、その目標が達成された状態、「○○になっています。」となっており、そのままの表記を用いている。

(座長)元の文章のはめ込みが難しいということだろう。

(委員)誤解を生む部分があると思う。しかし、総合計画では到達点がこうなるということを示している、ということをごここに記載している。平塚市の総合計画はすべてそ

のような表記だと思うので、これを変更するのは難しいのではないかと。

(座 長) そのままの文章を使いたいということだと思うので、前後の表現を誤解がないような形にできないか。「位置づけています。」とするのが適当な言葉なのかどうか。

(事務局) 修正する場合、総合計画の文言をそのまま使うのではなく、その趣旨を別な表現で言い換える形になると思う。

(座 長) 委員からの意見のように、「めざしています。」というように目標に読み替えた趣旨で理解してもよいと思う。

(事務局) 「社会をめざすことが書かれています。」といった表現になると思うが、その辺に違和感があるということか。

(委 員) そのとおり。

(座 長) 個人的にはあまり気にならないが。

(委 員) 最後に「この基本理念の実現のために、あらゆる施策を推進していきます」とあるので、平塚市としてめざす姿をこのようにイメージしていて、それに対していろいろな施策を進めていくということ。この文章を最後まで読めば、これはこれでまともまっているという感じもある。

(座 長) 総合計画の記述をここに生かしたいというのが、事務局の考えだろうと思うので、それを生かす方向で検討していただきたい。事務局に一任するが、検討した結果、修正しないという結論であればそれでもよいと思う。もう少しこちらの意図が伝わるような表現があれば、変更していただきたい。

(事務局) 検討する。

(座 長) 続いて、「Ⅲ 人権施策の推進」の「1 人権教育の推進」から「3 相談・支援体制の充実」(7～10ページ)までについて、ご質問、ご意見等はあるか。

(委 員) 9ページの「3 相談・支援体制の充実」の1～2行目、「精神保健福祉相談」と「保健福祉総合相談」が並列で書かれているが、字面だと同じような相談に読める。ここに併記する必要があるほど異なる内容なのか。

(事務局) それぞれ所管が違う。精神保健福祉相談は、もともとは県の事業として行ってきたが、その相談業務を今は市で行っている。保健福祉総合相談は、福祉に関するさまざまな相談を市が窓口として受けている。

(委 員) 前段はどちらかと精神面、後段はそうではないということか。

(事務局) そのとおり。

(委 員) 相談の中身が全然違うのであれば、併記したほうがよいということか。

(事務局) 名称は確かに似ているかもしれないが、相談内容が異なるのでこのような表記にした。例として挙げるかどうかという意見はあると思うが、施策でも障がい者の計画があるので、そういう意味で載せている。

(委 員) 内容がわからなかったので質問したが、中身が違うのであれば問題ない。

(座 長) ほかにご意見、ご質問はあるか。

(委 員) 8ページの「(2) 社会教育」について、具体的な施策推進項目としてア～ウとあるが、エとして「広く一般市民への情報伝達の推進」というようなものを加えてはどうか。推進のあり方として、まずアでは人権に関する学習機会の提供、イは社会教育活動、ウは指導者の育成があるが、広く一般市民という内容が薄いので。

- (座 長) 情報伝達全般については、どこかほかに出でこないのか。
- (事務局) 啓発という中で情報伝達があるのだが、具体的な文言としては…。
- (座 長) 「2 (1) 多様な啓発活動の推進」の「ア 各種情報媒体を活用した啓発」と内容が重複するかもしれない。ここに含まれていると考えることもできるかと思うがどうか。アだけでは漠然としているということか。広報活動も社会教育の一環だといふのであれば、そういう考え方もあり得ると思う。
- (委 員) あまり項目を増やすよりも、アを「各種情報媒体を活用した情報伝達、並びに啓発」というように変更してはどうか。
- (座 長) では、「2 (1) ア 各種情報媒体を活用した啓発」を「各種情報媒体を活用した市民への情報伝達と啓発」としていただきたい。
- (副座長) 10ページの※7、DVのところ「配偶者(元)」は元配偶者という意味だと思うが、この表現はわかりにくい。
- (座 長) 続いて、4 分野別施策の推進「(1) 女性の人権」から「(6) 外国籍市民の人権」(11～24ページ)までについて、ご質問、ご意見等はあるか。
先ほど申し上げた、二重のかぎ括弧は13ページにもあるので、修正していただきたい。
- (副座長) 平塚市では「外国につながる」という言葉はあまり使わないのか。「外国籍」ではなく、「外国とつながりのある市民」としてはどうか。いろいろな問題があるのは外国籍市民だけではない。外国の人が日本国籍をとった場合にも差別や人権問題はある。
- (事務局) ここでは「外国籍市民」で統一している。
- (座 長) 「施策の方向性」の1では、「外国とつながりのある児童・生徒」という言葉が出てきているが。
- (副座長) 一般的には「つながり」や「外国にルーツを持つ」「つながっていく」を使っているところが多いと思う。
- (事務局) 「外国とつながりがある」という形がよいということか。
- (副座長) そのほうが今の風潮、状況に合致している。また、難民問題なども関係している。難民は国籍を持っていないので、その辺を理解していれば結構だが。
- (事務局) 今、68カ国の方が市内在住である。無国籍の人は2名くらいいる。
- (副座長) 国際結婚をしている人もいる。子どもはそういう意味で外国とつながっているということ。
- (事務局) ほかの事例なども調べて検討する。
- (座 長) 確かに、ご指摘のように「外国とつながりのある市民」とすれば対象が広がる。
外国籍とすると、国籍が違うという形に限定されてしまう。
- (副座長) 含まれると理解すれば、それでよいと思う。
- (座 長) では、事務局で検討していただきたい。
- (委 員) 19ページの「(4) 障がいのある人の人権」の施策の方向性「4 障がいのある人にやさしいまちづくり」について。「さらに、緊急時や災害時における障がいの特性に応じた施策を充実させます。」とあるが、この文章からは今後どういった広がりがあるか考えられているか読み取れない。ここに表記しなくてもいいということであればそれでもよいし、先が見えているのであれば「〇〇などの施策を充実させます。」と、方向

- 性を少し出してもよいのではないか。実際にはどのような方向で施策が打たれているのか。
- (委員) 検討中ということなのではないか。
- (委員) この部分はどういう展開があるのか非常に注目が集まる場所なので、これを裏付けるものがあると思うが。
- (事務局) 例えば、名称を入れるとかか。
- (委員) 具体的な市の施策はないのではないか。検討しているところだとは思いますが、要援護者について記述してはどうか。
- (事務局) 身体、知的、精神の障がい種別それぞれに応じて、例えば避難所の表示等とそれぞれへの支援の仕方が異なってくる。それらは国や県のガイドラインの中では、一つずつ事例を挙げながら整理されている。実際に平塚市も具体的な課題として挙げているのだが、まだ施策としては決まっていない。
- (委員) この文章とせざるを得なかったということか。
- (事務局) 市としても早急に問題解決していかなければいけないという課題であることは、十分に承知している。
- (委員) 11ページの6行目に「女子差別撤廃条約を批准し」、13ページの4行目に『『児童の権利に関する条約』を批准しました』とあるが、これは国連のことなのか。そのことを一言入れてはどうか。
- (座長) 法律用語で「批准」と言うと日本政府がやること。児童の権利条約の記述を見ると、「国は・・・批准をしました。」となっているので、国がやることだとわかる。女子差別撤廃条約の批准も「国では」と冒頭にあるので、国が批准をしてそれに対応しているということがご理解いただけるのではないか。
- (委員) こだわらなくてもよいということか。
- (座長) そのとおり。文章として間違いではないと思う。
- (委員) 18ページの「(4) 障がいのある人の人権」の7行目、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする予定です。」と、「予定」になっているが、障害者総合支援法は今般参議院を通過したので、「予定」ではないのではないか。確認していただきたい。
- (座長) 確かに来年（25年4月）の話になっている。
- (委員) これは施行の問題か。
- (座長) おそらく障害者自立支援法の名称を変えるということ。
障害者総合支援法に変わったということで、事務局で事実関係を確認していただき、法案が成立しているのであれば、それに合わせた表現にさせていただく。
- (委員) 22ページ「(5) 同和問題」の施策の方向性「2 関係団体との連携」について、「関係団体やNPOなどと」となっているが、NGOは含まれないのか。
- (事務局) NGOはどちらかという国際的なもの。同和問題はわが国特有な差別であり、NGOの組織があるとは聞いていない。
- (座長) 本指針では、NGOは「国際的な活動を行っている」という定義になっている。差別はどここの国でもあるが、NGOについては私もよくわからない。
- (委員) NGOというのは国際的なものと決まっているのか。

(座 長) 非政府組織ではあるが。ここでは、NGOは国際的問題について、国際的な組織というイメージで捉えているので。

(委 員) そういう意味で使い分けているということで理解した。

(副座長) NGOの相手は政府、NPOの相手は企業だと思うが、入れてもよいのではないか。NGOは通常国際的活動をする組織だが、ただとても狭い意味で政府を相手にして意欲的にやっている。NGOを入れてNPO、NGOでもよいのではないか。

(事務局) 民間支援組織というとNPO。NGOでこういった組織は存在を把握できていない。外国籍市民の支援であるとか、そういった分野はあるかもしれないが。

(副座長) 例えば、インドや韓国の身分差別と同じように部落差別問題を扱っている団体はNGOでもある。韓国の問題は日本と同じようなもので、日本の植民地時代の前の話だが、多分そこから来たのではないかという説がある。

(座 長) 「など」というのはいろいろなものが入るので、どの程度並べればよいか。

(事務局) 関係団体が多くあるのに、なぜNGOが入っていないのかということか。

(副座長) そういう団体も国際的活動をしている。

(座 長) 入れたからといってどうということもないと思うが。

19ページの「(4) 障がいのある人の人権」の施策の方向性「2 障がいのある人の権利擁護の仕組みの充実」が新たに追加されているが、ここには成年後見制度しか出てきていない。ほかにも一般的な福祉相談みたいなものが入ってくるのかもしれないが、何か既存の制度でもあれば、そういうものを活用して充実させるという内容があってもよいのではないか。これを見ると成年後見制度だけで、昔の言葉で言うと、「禁治産者」「準禁治産者」しか対象にならない。ほかの人たちは対象にならないというイメージが出てきてしまうのではないか。今も相談などは実施しているので、そういう相談のシステムなどの充実が挙がっていてもよいのではないか。

(事務局) 既存の制度についての記述も付け加えたほうがよいということか。

(座 長) そのとおり。これだけ見ると、成年後見制度しかサポートしないようにも読める。既存の取り組みに加えて、これから進めていくことなどを追加してはどうか。

(委 員) 権利擁護の仕組みということではあまりない。成年後見が10月からできるが、その辺のイメージもあってこうなっているのだと思う。

(事務局) 成年後見制度そのものは平成12年度からスタートした。しかし、後見人が少ないということも含めて、さらにこういった支援制度を通じながら、広く充実していきこうという動きが出ている。権利擁護の仕組みは、補助、保佐、後見や、福祉サービスに伴う福祉相談であるとか。権利擁護としてみれば、成年後見支援センターなどが一歩進んだ形の中心となっていく。

(座 長) 現実的にはそういうものに限られてくるということ。

(委 員) 権利擁護という形での仕組みは基本的にはない。新たにこれを発足させるということになっているので、市は当然これに力を入れることになるのだと思う。

(事務局) これらのご意見を踏まえ、現在の仕組みからさらに一歩進んだものを進めていきますというように、全体の文章の中で整理する。

(座 長) それでは、「(7) 患者等(HIV感染者、ハンセン病患者、心の病等の患者など)の人権」から「(14) その他の人々の人権」(25～36ページ)までについて

はどうか。

(副座長) ハンセン病の元患者はいると思うが、今現在も患者がいるのか調べてほしい。
(事務局) 保健所に確認する。

(副座長) 治る病気になったので、おそらく病気自体がなくなって、現在はもう患者はいなくなっていると思う。

(座長) 最近のニュースでも確か「元患者」という言い方をしていた。

(委員) 28ページの「(10) ホームレスの人権」の2行目と10行目について、「ホームレス生活に置かれている方や、またホームレスになるおそれがある方など」という表現があるが、「人」でよいのではないか。前回も同じような指摘があったと思うが、ほかと統一していただきたい。

35ページの「(14) その他の人々の人権」について、「ア アイヌ民族の人権」「性的指向・性同一性障がい者の人権」となっているが、この順序を逆にしたほうがよいのではないか。今回、市民意識調査の結果が各項目に追記されたが、アイヌの人々に関して差別や人権侵害が存在すると考えているのは50%台、性的指向や性同一性障がい者に関しては80%になっている。

35ページの一番下に「以上の人権問題のほかにも、私たちの身の回りには、さまざまな人権問題（孤立死、婚外子の人権、人身取引、拉致被害者家族など）が存在しています。」とあるが、最近の傾向を考えると、孤立死をクローズアップさせてはどうか。もしくは、新たな項目として、「ア 孤立死」を設け、「イ 性的指向・性同一性障がい者の人権」「ウ アイヌ民族の人権」としてはどうだろうか。

(座長) 一つはアとイを入れ替えるということ。もう一つは孤立死を一つの項目に立てるべきだというご意見だが、ほかの委員の方はいかがか。

(事務局) 順序については、国の基本計画の並び順に準じている。孤立死については、確かにクローズアップされている部分もあるが、人権問題ということではほかにもさまざまなものがあるので、そういった部分も含めて、市としても認識して啓発等を行っていくという部分。ほかにも人権課題はあるという認識を示すとともに、取り組んでいくということで一つ付け加えた。孤立死自体を独立させることについては、ほかの課題の優先順位はどうなのかということがある。

(委員) 消極的であると。

(事務局) その辺は今後の課題としたい。

(座長) 確かに孤立死は社会問題かもしれないが、人権問題かと言われると難しい。要するに、人の生き方や生活の仕方の問題、個人の自由でどう生活をするかということになると思う。ただ、そういった人々をサポートする体制をつくることや、助けを求めている人がいるかもしれないのはそのとおりだと思う。広い意味での社会サポートとして、社会問題であろうと思うが、ライフスタイルとも関わってくる。極端な言い方をすると自己決定権の話であり、孤立死でいいという人がいないとは言えない。学者の観念論のような部分があるが、孤立死は人権問題かという点必ずしもそうとは言いきれないのではないか。多くの人が孤独死はないほうがよいと思っているだろうが。

(事務局) 市の施策としては、地域福祉計画のなかで、無縁死、社会の孤立化として整理

している。

(座長) そういった意味では、別項目ではなく、この程度の記述でよいのではないか。

(副座長) 「イ 性的指向・性同一性障がい者の人権」の表記についてだが、性的指向と性同一性障がいは同列には扱えないので、「・」ではなく「、」にしたほうがよいのではないか。

(座長) 性同一性障がいは病気というか、明らかに性的マイノリティー。

(委員) 35ページの最後の2文が「イ 性的指向・性同一性障がい者の人権」の文章の続きに読めてしまうので、レイアウトを左にずらした方がよいのではないか。これはウに相当する「その他」の意味なのだと思うのだが。

(座長) 形式の問題ではあるが、そう思う。

「アイヌ民族の人権」の順番はどうか。委員からの指摘は、市民の関心はイのほうが高いので、関心の高い順にしたらどうかということ。それも一つの考えだとは思ふ。

アイヌ民族の問題は国際的な問題でもあるので、最初に出てくることが多いと思う。

(事務局) 順番にはさまざまな考え方があるので難しい。国にどうしてこういう順序なのか聞いても、よくわからないようだ。

(座長) 市民調査に基づいているという意味では、「イ 性的指向・性同一性障がい者の人権」を先にしたほうが説得力があるかもしれない。どちらが先でも何か問題が生じることはないだろうと思う。どういう基準で順序を決めるかということだと思うので、意識調査を基準にしたということであれば、それで合理的な説明になるのではないか。

(委員) 法務省が出している冊子などと平塚市での順序が多少変わっていても、それは市独自の考え方ということでよいのではないか。

(事務局) 構わない。

(委員) 人身取引の問題などもあると思うが。

(座長) 最後の文章に入っている。

(委員) 法務省のパンフレットを見ると、人身取引が一番最後で、その前は北朝鮮の拉致問題、性的指向、性同一性障がいとなっており、アイヌ民族については上のほうにある。順序として歴史的なものもあるのか。

(座長) 国際社会からの非難が多かった。

(委員) 確かにアイヌ民族の問題は上のほうにあるが、日常生活ではアイヌ民族の問題はあまり身近にはないと思う。

(事務局) 例えば、国ではアイヌのほうが上なのに、なんで下にもってくるのかとなった場合、これもいろいろな見方があるって、捉え方の意識としてちょっと薄いのではないか、あまり重要視していないのではないかなど、いろいろな意見が出てくる。どういう並び方にしても説明するための根拠が必要となってしまうので、基本的には国の並び順に準じている。

(座長) 特に施策はないのか。

(事務局) 具体的な施策を構築してというところまでは、到達していないが、全体のこういった問題を含めた中で啓発や理解を促すという部分だと思う。並び順については、いろいろ考えていくと難しい。

(座長) 場合によっては順番を意識する人たちもいるかもしれない。アイヌの人たちが

これに抗議をするかどうかはわからないが、平塚市としては国の順番と一緒にしておけばいいということか。

(事務局) どの課題が重要ということはなく、すべて同列と考えている。

(副座長) 国のおりにそのままやることもないので、平塚市らしさを出したほうがよいとは思いますが、どちらが先でも序列は関係ないのではないかと。

(座長) 要するに説明ができればいいということ。先ほどの「市民意識調査での関心度が高いのでこの順序にした」というなら合理的なのではないか。批判する側は「住民がそれを問題だと思わないところが問題だ」と言ってくるだろうと思うが、それは啓発活動で。私はどちらでもよいと思う。

(委員) 先ほども委員から意見があったように、女性、子ども、高齢者、障がい者の順については多分問題がない、序列があるわけではなくすべて重要と、同一レベルで議論しなければならないことだろうと思う。しかし、5番目の同和問題からアイヌ問題の順序は、もし議論が許されるのであれば、もう一度議論出来ればよいのではないかと。

次に重要なのは33ページの「(13) 災害発生時における人権」について。これは昨年の東日本大震災を受けて追加された部分だが、平塚市でも無視できる話ではない。そういった意味では、(13)を5番目ぐらいにもってきてはどうか。先ほど意見があったように、市民の関心の高い順ということ。どちらが上かという問題になると困ると思うが、この辺は再度議論が必要ではないかと思う。

(座長) 全体的な並び順を検討し直すべきだというご意見だが、どうか。

(委員) 難しいと思う。順序を変えるということは、平塚市がそこを重点的に取り組むのかということになってくる。例えば「(13) 災害発生時における人権」を5番目に持ってくると、「(6) 外国籍市民の人権」は先送りというイメージになってしまうのではないだろうか。この順番は、おそらく新しい課題が出てきたものを後ろに追加しているのだと思う。新しく課題として出てきたものを順次追加していくという方法でないと、公平に人権問題に取り組むという行政の姿勢がなかなか見えてこないのではないか。これは行政にお願いしても非常に厳しい話だと私は理解する。私も最後にこの順番はどうなのか聞こうと思ったのだが、やはり新しく課題が出てきたもの順に取り組みを進めていく。国も県も市もそうだと思うが、いろいろな方に公平にやってくうえではそうせざるを得ない。悪く言えば無難だと思う。

(委員) 同和問題やアイヌ問題などは、いわゆる人権の代名詞なので、頻度の多い少ないの問題ではなくて、そういった課題を後にもってくるとなると、批判的な意見が出ることは確かにある。歴史的なことを考えて、今のご意見は非常に説得力があった。

(委員) 行政が積極的にいろいろな施策をやっている中では、いろいろな人がいるわけで、すべての人に平等に税金を使ってやっていくとなると、最終的にはそうになってしまうのかと思った。

(副座長) 同和問題は平塚市に限るわけではないので、力を入れて取り組んでもらう。みんな対等と言いながらも、やはり見る人は見るのではないかと思う。そのほうがよいと思う。

(座長) 前にも少し申し上げたが、項目はそれぞれのグループ、マイノリティーの種類に応じて課題として挙げられているが、「(13) 災害発生時における人権」は状況を指し

ている。まずマイノリティーの問題を持ってくるとなると、自殺と災害時は性質から言う一番最後になる。そういった性質で分けるのであれば、マイノリティーが問題になっている人権問題は全部まとめて前で、状況に応じてそれぞれの人たちが問題になるようなところは、自殺も含めて後ろにまとめるということはあるかもしれない。

しかし、「(13) 災害発生時における人権」だけをどこかの間に入れるのは、学問的な分類のカテゴリーから言うと少し異質な気がする。大切だから前に持ってきたというのであれば、まさに平塚市の優先順位を考えて決めていかなければいけない作業になってくるだろう。ただ、単にいろいろな情報を提供する際に整理するということから、性質的に分けるのは一つの分類の基準である。そう考えると災害弱者という言葉はあるが、「災害発生時における人権」は確かに新しいグループになる。

そういう点では、新しく出てきた課題を後ろに足していくという整理でもよいのではないかと思う。しかしいろいろなことを試みても、実際にきれいに整理するのは難しいだろうと思う。災害発生時と書いてあるが、「災害弱者の人権保障」となるとマイノリティーというカテゴリーに入ってくるのだろうと思う。

この順番でよいのではないか。事務局にこれらの意見は検討していただくことでよいか。

(事務局) どの分野にも優先度をつけることは難しいので、事務局としてはこのままの順序で進めたい。分類の視点はいろいろあると思うが、事務局としては根拠をしっかりしなければならぬので、このままでご了解いただけるのであれば。

(座 長) 見直すべきだという意見のほかにはどうか。

(委 員) 駅へ行くと人身事故で電車が遅れていることがある。今朝も、自殺の練習をさせられるいじめに遭った子が自殺をしてしまったということがニュースになっていたし、成人でも4人に1人がうつ状態になって会社を休んだり休職したり進路が途絶えたりという大きな社会問題になっている。その他の部分の記述について、自殺対策などについても重点施策の一つとして検討していただきたい。

(座 長) 順番についてはよいか。

(委 員) これからパブリックコメントもあるので、市民から意見があった場合は再検討すればよいのではないか。なければこのまま変更なしということかどうか。

(委 員) 最近の世情の動きや市民意識調査での関心度などを考えると悩むところ。しかし、これまでの経緯を考えたときに、新しい課題は後ろのほうにということであれば、そのほうが無難かもしれないと思った。

(座 長) それでは、パブリックコメントまではこのままの順序とする。そこでいろいろな意見が出てくるかもしれないので。パブリックコメントの際は、「分野別施策の順序は重要度の順ではない。」というような注釈が必要かもしれない。

3 その他

今後の予定について事務局が説明を行った。

(事務局) 本日いただいた意見について事務局で修正案を作成し、庁内で意見照会を行い、素案としてまとめる。その後、外部への報告を経て、9月にパブリックコメントを実施する。素案についてはパブリックコメント前に資料をお送りする。

次回懇談会の日程調整を行い、11月21日（水）10時から教育会館 小会議室で開催することとなった。パブリックコメントを受けての指針案の再検討を行う。

引き続き、映画「かかしの旅」の上映について委員が説明を行った。

4 閉会

事務局が閉会の挨拶を行った。

～ 以上 ～